附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、令和五年四月一日から適用する。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分＼職員の区分	２項職員	３項職員
	円	円
１　年未満	35,800	70,000
１　年以上　２　年未満	35,800	70,000
２　年以上　３　年未満	35,800	70,000
３　年以上　４　年未満	35,800	70,000
４　年以上　５　年未満	35,800	70,000
５　年以上　６　年未満	35,800	63,000
６　年以上　７　年未満	34,500	56,000
７　年以上　８　年未満	33,300	42,000
８　年以上　９　年未満	32,000	28,000
９　年以上　10　年未満	30,700	14,000
10　年以上　11　年未満	29,500	
11　年以上　12　年未満	28,200	
12　年以上　13　年未満	27,000	
13　年以上　14　年未満	25,700	
14　年以上　15　年未満	24,700	
15　年以上　16　年未満	23,700	
16　年以上　17　年未満	22,800	
17　年以上　18　年未満	21,800	
18　年以上　19　年未満	20,800	
19　年以上　20　年未満	19,800	
20　年以上　21　年未満	18,800	
21　年以上　22　年未満	18,400	
22　年以上　23　年未満	18,000	
23　年以上　24　年未満	17,300	
24　年以上　25　年未満	16,900	
25　年以上　26　年未満	16,500	
26　年以上　27　年未満	16,000	
27　年以上　28　年未満	15,600	
28　年以上　29　年未満	15,100	
29　年以上　30　年未満	14,800	
30　年以上　31　年未満	14,600	
31　年以上　32　年未満	14,100	
32　年以上　33　年未満	13,500	
33　年以上　34　年未満	12,900	
34　年以上　35　年未満	12,400	

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２　この表において、「２項職員」とは第２条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。